

心生会指定居宅介護支援重要事項説明書

< 令和 年 月 日 現在 >

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0193-76-2300 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 介護支援専門員(ケアマネジャー) 氏 名

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 川井心生会
所在地・電話番号	岩手県宮古市川井 第2地割24番地3
代表者役職・氏名	理事長 佐々木 登
定款の目的に定めた事業	・指定介護老人福祉施設 ・短期入所生活介護事業 ・居宅介護支援事業 ・その他これに付随する事業

3. 心生会指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	心生会指定居宅介護支援事業所
所在地	岩手県宮古市川井 第2地割24番地3
介護保険指定番号	居宅介護支援 宮古市指定 (0373000124)
通常の事業の実施地域	宮古市内

(2) 事業所の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	業 務 内 容	計
管理者	1名(兼務)		事業所の管理・運営全般	1名
介護支援専門員	1名以上		居宅介護支援に関する業務	1名
事務職員	1名(兼務)		介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等	1名

(3) 営業日・営業時間等

営業日	月 ～ 金曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

営業しない日:土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

4. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	居宅支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たり、利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、心身の状況、置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。また利用者の意思及び人格を尊重し、その立場に立って特定の種類、事業者に偏ることなく、公平中立に行います。

5. 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

介護支援専門員が行う、居宅介護支援の具体的な内容等、は以下の通りです。

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも月に1回、介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、本人の心身の状態やケアプランの利用等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

6. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- ＊ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。
このサービス提供証明書を、後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

区 分	料 金(単位数)	
居宅介護支援費Ⅰ	要介護 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費(ⅰ) (取扱件数45未満)	10,860円/月 (1,086単位)	14,110円/月 (1,411単位)

(2) 加算

項 目	内 容	料金(単位数)
特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が居宅介護支援を行った場合	所定単位数の15%
初回加算	・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	3,000円/月 (300単位)
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が入院した日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合	2,500円/月 (250単位)
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合	2,000円/月 (200単位)

退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報をカンファレンス以外の方法により1回受けていること	4,500円/月 (450単位)
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報をカンファレンスにより1回受けていること	6,000円/月 (600単位)
退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報をカンファレンス以外の方法により2回受けていること	6,000円/月 (600単位)
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報を2回受けており、うち1回はカンファレンスによること	7,500円/月 (750単位)
退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報を3回以上受けており、うち1回はカンファレンスによること	9,000円/月 (900単位)
通院時情報連携加算	利用者の通院に同行する介護支援専門員への評価	500円/月 (50単位)
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	2,000円/回 (200単位)

(3) 減算

項 目	内 容	料 金
特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中した場合(訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与)	2,000円/月 (200単位)
運営基準減算	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合	所定単位数の50%
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定単位数の1%

(4) 交通費

通常の事業実施地域(宮古市内)を超えての利用の場合は、通常の事業の実施地域を超えてから、自宅までの距離数に対し、1キロメートル当たり30円を負担していただきます。
(1キロメートルに達しない場合は、端数を切捨てます。)

(5) 解約料

利用する方はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(6) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、翌月15日までに前月分の請求をいたしますので、その末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。
お支払方法は、指定口座への振込、現金支払いの2通りの中からご契約の際に選べます。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。
 契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 以下のアからウに基づき本契約が解約または解除された場合

ア、利用者からの中途解約

利用者は本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合は、利用者は解約終了を希望する日の14日前までに事業所に通知するものとします。

イ、利用者からの契約解除

利用者は、事業者もしくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合

ウ、事業者からの契約解除

事業者は、利用者が以下の以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 居宅介護支援の実施に際し、利用者が、その心身の状況及び病歴の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題把握)の方法	有	居宅サービス計画ガイドラインによる
介護支援専門員への研修の実施	有	年数回

8. 事故発生時の対応

当事業者は、万全の体制でサービスの提供にあたりますが、万一事故が発生した場合は、速やかに事故に遭われた方の救済を行い、利用者の家族、関係市町村及び居宅介護支援事業所等の関係機関に連絡するとともに、事故の拡大防止などの必要な措置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに、当事業所が加入している損害保険の範囲内においてその損害を補償いたします。

9. 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください(お渡しした名刺等をご提示ください)。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について介護支援専門員から主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

10. 公平中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者を求めることができます。
前6カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	事業所が前6カ月間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等は別紙の通りです。

11. 守秘義務等

- (1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

12. 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講じます。

- (1) 虐待のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

13. 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員への周知徹底を行います。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

14. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務展開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. ハラスメントの防止及び対応

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防ぐため、職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確にする等の必要な措置を講じます。

16. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客さま相談・苦情担当

提供した指定居宅介護支援に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとします。

介護支援専門員

電話 0193-76-2298

(2) 相談・苦情 第三者委員

担当 中里 政幸 宮古市川井 電話 0193-76-2091

中野 すえ子 宮古市小国 電話 0193-78-2266

(3) 行政等

① 宮古市保健福祉部介護保険課 地域包括支援センター

住所 宮古市宮町1丁目1番30号 電話 0193-62-2111

② 岩手県福祉サービス運営適正化委員会(岩手県社会福祉協議会)

住所 盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内 電話019-637-8871

③ 岩手県国民健康保険団体連合会

住所 盛岡市大沢川原3-7-30 電話019-604-6700

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	岩手県宮古市川井2-24-3
	名称	心生会指定居宅介護支援事業所
	説明者	所属 心生会指定居宅介護支援事業所 介護支援専門員

氏名 _____ 印 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意します。

利用者 _____ 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

家族 _____ 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人 _____ 住所 _____

氏名 _____ 印 _____